

暴力追放だより

- 1面…第16回静岡市暴力・飲酒運転追放、犯罪等に強いまちづくり市民大会の開催
- 2面…「第22回新通学区暴力追放・交通安全大会」
「第33回三番町地区自治会連合会 交通安全・防火・防犯大会」開催
暴力団に関する相談は暴追センターへ
～公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターの紹介～
- 3面…静岡県暴力団排除条例の一部改正に伴う、関係機関連絡会議の開催及び広報啓発パレードの実施
- 4面…知っておこう暴力団対策 ～不当要求への対応要領～

令和2年3月 第34号

発行 静岡市暴力追放推進協議会

第16回静岡市暴力・飲酒運転追放、 犯罪等に強いまちづくり市民大会の開催



令和元年12月19日（木）、静岡市民文化会館中ホールにおいて、「第16回静岡市暴力・飲酒運転追放、犯罪等に強いまちづくり市民大会」を開催しました。

この大会は静岡市、静岡市暴力追放推進協議会、静岡市交通安全推進協議会、静岡市飲酒運転追放協議会の共催により毎年開催しており、当日は市民・関係団体などから約900人の参加をいただきました。

第1部では、事件・事故の犠牲者に対して黙とうを行ったあと、小長谷重之副市長が、「暴力追放は静岡市だけがなし得るものではなく、警察などの関係機関や市民がより一層連携を深め、官民一体となった活動に取り組んでいくことが重要です。」とあいさつしました。

壇上では副市長から、静岡市学区・地区別無事故・無違反コンクールの優秀地区や交通安全功労者・永年活動功労者の方々に表彰状・感謝状が授与されました。

つづいて、参加者全員による「暴力・飲酒運転追放、交通安全、防犯、犯罪被害者支援」のスローガン唱和のあと、参加者代表から

「安全・安心なまちづくりの推進」、「交通事故のない明るいまちづくりの推進」が宣言されました。

第2部では、飲酒運転による暴走事件により娘さんを亡くされた被害者家族の濱口榮俊・雅子ご夫妻を講師にお招きし、「ステキな飲み方で、飲酒運転ゼロの世界に」と題した講演をいただき、「飲酒運転はすぐに辞めることができます。飲んだら乗らなければいい。ただそれだけです。」と飲酒運転撲滅を訴えられました。

この大会を通じて、「明るく、安全で、安心して暮らせるまちづくり」に向け、参加者の皆様の「暴力・飲酒運転追放、交通安全、防犯、犯罪被害者支援」に対する意識を高めることができました。

年末にもかかわらず、大会にご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました。



「第22回新通学区暴力追放・交通安全大会」

令和元年10月12日（土）、葵区新通公園において、「第22回新通学区暴力追放・交通安全大会」の開催を予定していましたが、台風19号の影響で中止となりました。

新通学区では、平成9年に暴力団事務所が進出して

以来、地域住民の団結した暴力追放運動を積極的に推進し、平成17年に暴力団事務所を撤退させました。

今後も静岡中央警察署の協力のもと、新通学区へ暴力団事務所の進出を防ぐために、大会を継続して開催していきます。

「第33回三番町地区自治会連合会 交通安全・防火・防犯大会」開催

令和元年11月2日（土）、番町小学校において、「第33回三番町地区自治会連合会 交通安全・防火・防犯大会」が開催され、地域住民約300人が参加しました。

大会は、自治会連合会長等のあいさつの後、大人と子供に分かれて、交通安全教室を実施し、静岡中央警

署の警察官や交通指導員から交通安全について学びました。

今後も大会を継続し、交通安全や防火、犯罪のない明るく住みよい安心・安全なまちづくりを呼び掛けていきます。



暴力団に関する相談は暴追センターへ 公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターの紹介

公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センターは、暴力団対策法に基づき、暴力団のいない明るい社会をめざして設立されました。同センターでは、暴力団を排除するための広報啓発活動と責任者講習、暴力団による被害の相談活動、そして暴力団追放に向けた様々な支援活動など、困ったときの身近な「駆け込み寺」として活動しております。

事業内容

- 広報啓発活動
 - 暴力追放県民大会の開催
 - 機関紙「暴追センターだより」、広報資料、講演等による広報啓発活動
 - ホームページによる情報発信
 - 暴力団に関する相談事業
- 相談時間（土日祭日を除く）午前8時30分から午後5時15分
- 相談員
 - 経験豊富な警察OB、民事介入暴力対策専門弁護士、保護司、少年指導委員
 - 民事訴訟費用等の無利子貸付け
 - 暴力団犯罪被害者に見舞金の支給
 - 暴力団離脱者雇用給付金の支給
- 組織離脱者に対する社会復帰支援事業
 - 暴力団から離脱したい者に対する離脱の支援と就職相談
- 組織支援事業
 - 地域・職域で行う暴力追放運動の支援活動
 - 暴排DVDの貸出し
 - 企業等に対する暴力団の影響排除活動事業
 - 少年に対する暴力団の影響排除活動事業
 - 少年指導委員による相談
 - 少年指導委員に対する研修
- 情報収集、調査研究事業
 - 暴力団情報の収集・監視視察活動・データベースの構築
- 暴力団事務所差止請求関係事業
 - 暴力団事務所使用の差止請求訴訟に関する事業
- 暴力団事務所等撤去に関する事業
 - 不当要求防止責任者講習事業（無料）
- 暴力団対策法に基づき静岡県公安委員会から委託を受け、各事業所の不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等について講習

（公財）静岡県暴力追放運動推進センター

〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町11番1号
静銀・中京銀静岡駅前ビル4階

電話.054(283)8930

FAX.054(283)8940

ホームページ | <http://www.shizu-boutui.or.jp/>

メールアドレス | info@shizu-boutui.or.jp



静岡県暴力団排除条例の一部改正に伴う、関係機関連絡会議の開催及び広報啓発パレードの実施

【関係機関連絡会議の開催】

県条例改正に伴い、当協議会内の「静岡県飲食業生活衛生同業組合静岡支部」「静岡県社交飲食業生活衛生同業組合静岡支部」「静岡市遊技業組合」「静岡市麻雀業組合」「静岡市ホテル旅館協同組合」の5団体の理事に対し、静岡県警察本部刑事部組織犯罪対策課宮本課長補佐を講師に招き、条例改正のポイント等の概要説明をしていただき、出席した各団体理事に、チラシやステッカーを交付しました。



【広報啓発パレードの実施】

県条例改正の施行日前日の7月31日に、静岡県警察本部・静岡中央警察署と協働し、静岡市葵区繁華街において、県条例改正の広報啓発パレードを実施しました。



○主な改正のポイント

暴力団の排除を特に必要とする、繁華街を「暴力団排除特別強化地域」（静岡市では、葵区両替町周辺の繁華街、駿河区南町）に指定し、その地域内の風俗店、飲食店、風俗案内所等の特定営業者が暴力団員等に用心棒料等を支払うこと、暴力団員が風俗店等から用心棒料等を受け取ることなどに対して罰則規定を設けるものです。

ただし、暴力団員に対して利益供与を行った営業者には自首減免規定があります。

知っておこう暴力団対策

～不当要求への対応要領～

1 来訪者のチェックと連絡

受付係員又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、責任者に報告し、応接室等に案内する。



2 相手の確認と用件の確認

落ち着いた、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をすること。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。



3 応対場所の選定

素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって応対できる場所(自社の応接室)等の管理権の及ぶ場所。暴力団等の指定する場所や、組事務所には出向かないこと。やむをえず出向かざるをえない時は、警察に事前事後連絡をする。



4 応対の人数

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で応対し、役割分担を決めておく。



5 対応時間

可能な限り短くすること。最初の段階で「何時までならお話を伺います」等告げて対応時間を明確に示すこと。対応時間が過ぎても退去しない場合は、警察に不退去罪での被害届を出す旨を告げて連絡する。



6 言動に注意する

暴力団等反社会的勢力は、巧みに論争に持ち込み、応対者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」等は禁物です。



7 書類の作成・署名・押印

暴力団等反社会的勢力は「一筆書けば許してやる」等と詫言や念書等を書かせたがりますが、後日金品要求の材料などに悪用します。又、暴力団等が社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので署名や押印は禁物です。



8 即答や約束はしない

暴力団等反社会的勢力の対応は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。暴力団等反社会的勢力は、企業の方針の固まらない間が勝負の分かれ目と考えて執拗に、その場で回答を求めます。



9 トップは対応させない

いきなりトップ等の決裁権を持った者が応対すると、即答を迫られますし、次回以降からの交渉で「前は社長が会った。お前ではだめだ。社長を出せ、社長が会わない理由を言え」等と喰ってかかれます。



10 湯茶の接待をしない

湯茶を出すことは、暴力団等反社会的勢力が居座り続けることを容認したことになるかねません。また、湯飲み茶碗等を投げつける等、脅しの道具に使用されることがあります。歓迎するお客さんではありませんので、接待は不要です。



11 対応内容の記録化

電話や面談の対応内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。



12 機を失せず警察に通報

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するため、平素の警察、暴追センター、弁護士との連携が早期解決につながります。



公益財団法人 静岡県暴力追放運動推進センター

暴力団やけん銃に関する相談・情報は

●静岡県警察本部組織犯罪対策課●

(054) 254-8930

●(公財)静岡県暴力追放運動推進センター(8:30~17:15)●

(フリーダイヤル) ヤクザゼロ (054) 283-8930

●静岡県警察本部薬物銃器対策課(けん銃110番)●

(フリーダイヤル) 0120-10-3774 (054) 274-1810

静岡中央署 刑事第二課 暴力犯係
(054) 250-0110

静岡南警察署 刑事第二課 暴力犯係
(054) 288-0110

清水警察署 刑事第二課 暴力犯係
(054) 366-0110

静岡市暴力追放推進協議会 事務局: 静岡市役所生活安心安全課内 TEL (054) 221-1058